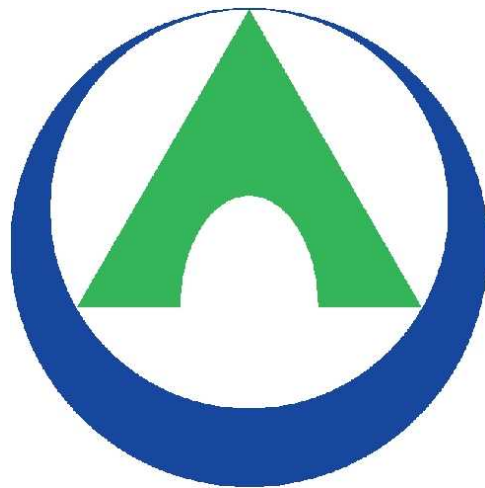


安中市いじめ防止基本方針



平成30年7月

安中市
安中市教育委員会

目 次

はじめに	P. 1
I いじめの防止等に関する基本的な考え方	P. 1
1 いじめの定義	
2 いじめ防止等の対策に関する基本方針	
II いじめの防止等のための組織等	P. 2
1 いじめ問題対策連絡協議会	
2 重大事態発生の場合の調査機関	
III いじめの防止等に向けた取組	P. 2~3
1 学校への支援	
2 家庭や地域との連携	
3 関係機関との連携	
IV 重大事態への対処	P. 3~4
1 重大事態とは	
2 重大事態への対応	
V 取組の評価	P. 4
○ 安中市のいじめ防止対策組織関係図	P. 5

はじめに

子どもは将来を担う大切な宝である。いじめは、その大切な存在である児童生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えると同時に、教育を受ける権利を著しく侵害し、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るもの」との認識の下、安中市教育委員会では、平成23年2月に「いじめ問題に関する対応マニュアル」を作成し、校内体制の整備や、いじめの発見から解消までの指導のポイントを示しながら、市内公立小中学校のいじめ問題への対応の充実を図ってきた。

その後、全国的ないじめ問題が深刻化する中で、国では平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、また、同年12月には「群馬県いじめ防止基本方針」が示された。いじめ問題は最重要課題であり、国、都道府県、市町村が学校と力を合わせて「いじめの未然防止、早期発見・解消」に向けて取組を一層充実させることが求められているところである。

そこで、安中市では、いじめの根絶に向けて、小中学校、家庭、地域、関係機関の緊密な連携の下、社会一体となっていじめ対策の充実と一層の推進を図るため、平成28年10月に「安中市いじめ防止基本方針」を策定した。

その後、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針（国の方針）」が改定され、同年12月には「群馬県いじめ防止基本方針」が改定された。これを受け、安中市では国・県の方針を参酌し、市の実情等を踏まえ、「安中市いじめ防止基本方針」を改定する。

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該児童生徒に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等の対策に関する基本方針

- 安中市においては、「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・解消が重要」との姿勢の下、市、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。
- 児童生徒主体のいじめ防止活動の充実と推進を図り、「いじめを生まない学校の風土づくり」に努める。

Ⅱ いじめの防止等のための組織等

1 いじめ問題対策連絡協議会

- いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために「安中市いじめ問題対策連絡協議会」を設置していじめ防止等に向けた取組を推進する。

2 重大事態発生の場合の調査機関

- 教育委員会の附属機関として「安中市いじめ問題専門委員会」を設置し、重大事態が発生した場合、状況に応じて事実関係を明確にするための調査を行う。

Ⅲ いじめの防止等に向けた取組

1 学校への支援

- 学校が実施するいじめ問題の未然防止、早期発見・解消に向けた取組を積極的に支援する。
- 被害児童生徒の心に寄り添って積極的にいじめを認知し、児童生徒の特性を踏まえ、いじめ対策組織を活用した適切な対応が行われるよう、学校の支援に努める。
- 学校との情報共有に努め、いじめの解消については県の方針を踏まえた適切な判断がなされるようにする。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、温かな人間関係を築くために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめの防止等のための対策を推進するための人的体制（生徒指導推進支援員等）を整備する。
- 児童生徒主体の「安中市いじめ防止子ども会議」を毎年1回開催する。
- 教員向け「いじめ問題に関する対応マニュアル」を適宜改訂の上、配布し、活用を推進する。
- 全校の児童生徒に対して「学校生活アンケート」を毎月実施して報告することを学校に求める。
- いじめの防止等に関わる研修を企画・実施するとともに、各校の人権教育の取組状況について情報交換を行う場を設定する。
- 情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図る。
- いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命じる等、必要な措置を講ずる。

2 家庭や地域との連携

- 学校と連携しながら、保護者や地域に対して、学校いじめ防止基本方針の内容を積極的に周知するよう努める。
- 児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、県内の相談窓口の周知を図る。
- 県教育委員会広報誌やポスター、市教育委員会等が作成した啓発資料等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の早期発見・解消に努める。
- 群馬県警察署の情報モラル講習会を活用し、各学校で保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。
- 地域で子どもを見守り育むため、学校支援センター等の活動を推進するとともに、放課後児童クラブとの連携を図る。
- 家庭の教育機能の充実を図る施策の推進を図る。

3 関係機関との連携

- 学校警察連絡協議会を定期的で開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行う。
- 校長会、PTA連合会、青少年育成推進員連絡協議会等と連携し、いじめ防止活動を推進する。
- 保健福祉部や児童相談所と連携してサポート会議を開催し、児童生徒の状況や対策等について協議しながら支援の充実を図る。
- 安中市いじめ防止フォーラムの開催や、安中市いじめ問題対策連絡協議会等における情報交換を通して、高等学校、私立学校との連携を図る。

IV 重大事態への対処

1 重大事態とは

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 年間30日以上欠席している場合
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合 など

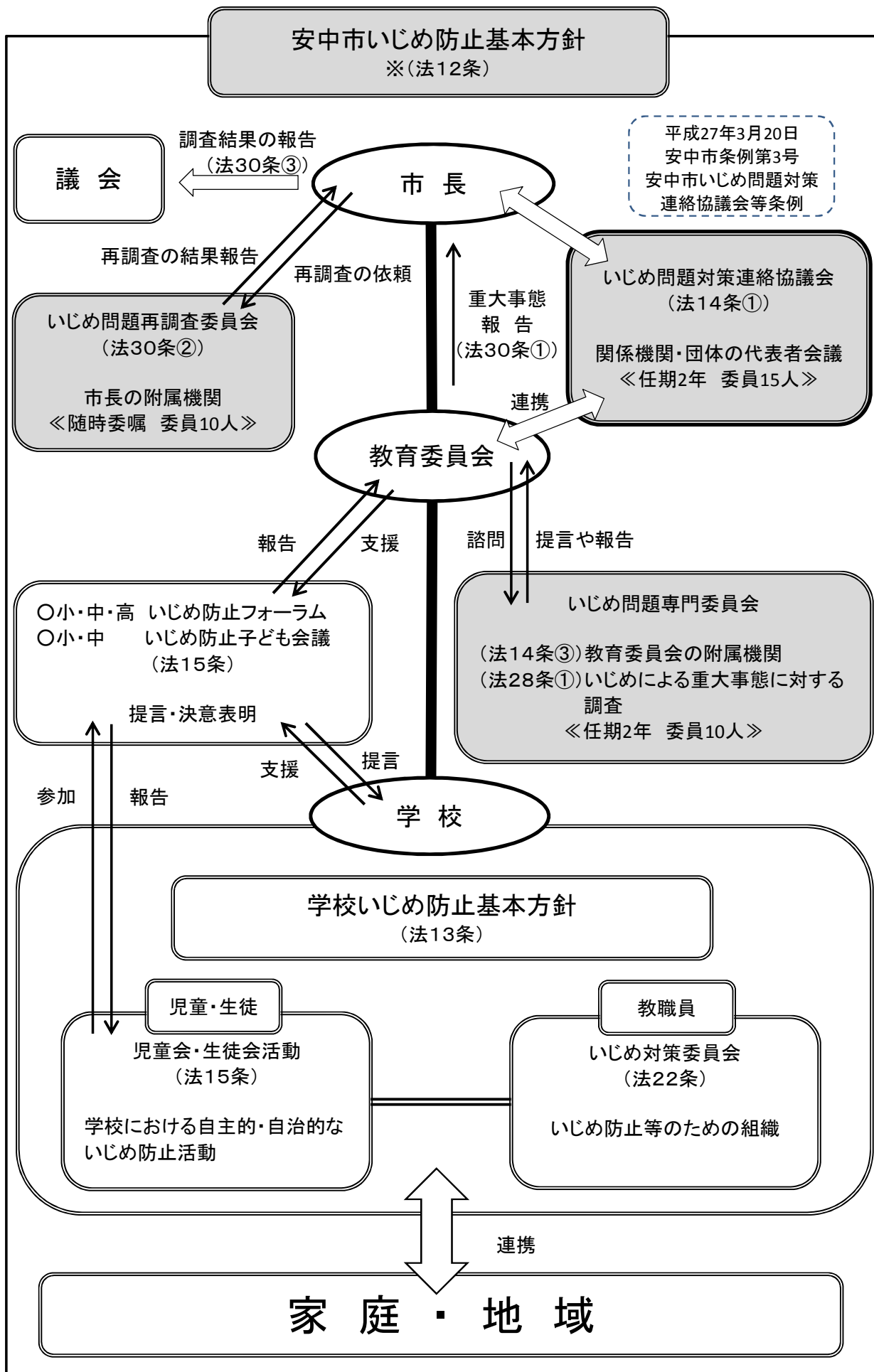
2 重大事態への対応

- 重大事態発生の場合には、速やかに関係者に対し支援を行う。
- いじめ防止対策推進法第 28 条に定める「重大事態」が発生した場合は、速やかに調査の主体を判断する。以下のような場合には、学校ではなく教育委員会の附属機関である「安中市いじめ問題専門委員会」が主体となり、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断される場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合
- 重大事態に至る要因となったいじめの客観的な事実関係を明確にするために、以下の観点を中心に調査を行う。
 - ・いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
 - ・いじめが発生した背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
 - ・学校、教職員がいじめの事実関係をいつ（いつ頃）、どのような方法（状況）で把握し、その後どのように対応してきたか。
- 教育委員会は、学校が調査主体となるときは、必要な指導助言、支援を行う。
- 教育委員会は、「安中市いじめ問題専門委員会」の調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、教育委員会は、調査結果を市長に報告する。
- 調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同様の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「安中市いじめ問題再調査委員会」を設置し、再調査を行う。
- 重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

V 取組の評価

- いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- 学校に対して、学校評価によるいじめの防止等に向けた取組の検証を行い、結果を教育委員会へ報告することを求める。

安中市のいじめ防止対策組織関係図



※いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 平成25年9月28日施行)